

(被災した構築物の評価)

[Q14] 特定非常災害により被害を受けた構築物はどのように評価するのですか。

[A]

構築物の価額は、その構築物の再建築価額から、建築の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額の100分の70に相当する金額によって評価することとしています(評価通達97)が、特定非常災害により被災した構築物を評価する場合の再建築価額は、被災後においてなおその効用を有すると認められる部分に係る再建築価額によることとして差し支えありません。

また、その構築物について、課税時期までの間に修理、改良等が行われている場合には、上記により計算した金額に特定非常災害の発生直後から課税時期までに投下した修理、改良等に係る費用現価の100分の70に相当する金額を加算して評価します。

これを算式で示すと、次のとおりとなります。

(算式)

イ 課税時期において被災した現況のままにある場合の構築物の価額

$$\left(\begin{array}{l} \text{被災後においてなお} \\ \text{その効用を有すると} \\ \text{認められる部分に係} \\ \text{る再建築価額 (A)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(A)に係る取得の時期} \\ \text{から課税時期までの期間} \\ \text{に応ずる償却費の額の合} \\ \text{計額又は減価の額} \end{array} \right) \times \frac{70}{100}$$

= 特定非常災害により被災した構築物の価額

ロ 課税時期までに修理、改良等が行われている場合の構築物の価額

$$\text{上記イの金額} + \left(\begin{array}{l} \text{特定非常災害の発生直後か} \\ \text{ら課税時期までに投下した} \\ \text{修理、改良等に係る費用現価} \end{array} \times \frac{70}{100} \right)$$

= 特定非常災害により被災した構築物の価額

(注) 特定非常災害以外の災害により被災した場合においても、この取扱いに準じて評価して差し支えありません。

【関係法令等】

災害個別通達6

評価通達97